

「後期高齢社会における高齢者・障害者のための 権利擁護と意思決定支援のための第1回アジア学術大会」開催報告

2015年12月11日から12日にかけて韓国ソウル大学校近代法学教育百周年記念館において「後期高齢社会における高齢者・障害者のための権利擁護と意思決定支援のための第1回アジア学術大会」が開催されました。韓国法務部、韓国成年後見学会、韓国障害者開発院、ソウル大学法学研究所、全国権利擁護支援ネットワーク(ASNET-Japan)が主催して行われたこの第1回アジア学術大会には、韓国と日本をはじめ、シンガポール、台湾、香港、中国6ヶ国の関係者約200名が参加し、日本からも全国権利擁護支援ネットワークおよびその関係者30人が参加しました。

アジアの多くの国々で高齢化社会、そして高齢社会が進むにつれ、判断能力と意思決定能力に障害を持つ高齢者が増加の一途を辿っており、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、認知症患者など、さまざまな理由で判断能力と意思決定能力に障害のある人が増加しています。また、アジアの各国はそれぞれ違った法的、制度的環境に置かれてはいるものの、「高齢者と障害者の権利擁護と人権保護のための意思決定システムをどのように築き、発展させていくのか」という共通した課題が存在しており、そうした問題意識を共有している人たちが今回集まり、さまざまな専門家の実務経験と理論、アイデアが相互に交換される意義深い場になりました。

1日目では、第1セッションで各国の「成年後見制度」の紹介が、第2セッションでは「財産管理と意思決定支援」について、それぞれの立場から発表がありました。

第1セッションでは、はじめに日本の全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大学教授の佐藤彰一さんが「日本の成年後見と権利擁護～日本の意思決定支援の現状と課題～」と題して発表。日本の現行制度は代行決定型の制度としてもすでに制度疲労を起こしていることに留意する必要があるとし、身上監護の未整備や後見監督業務の機能不全を指摘。成年後見制度を意思決定支援の枠組みへ作り変えていく作業が必須であり、同時に成年後見以外の制度や場所で意思決定支援が行わなければならないと強調しました。

続いてシンガポール公共後見庁長・Daniel KOHさんが「尊厳・自律性および多様な選択の保障ーシンガポール代理決定事前計画支援の経験」と題して発表。また、引き続いて、華東政法大学法学院教授の李霞さんが「中国成年後見制度の法的方向」について、香港成年後見委員会委員長のCharles Chiuさんが「成年後見制度16年」をテーマに、台北大学法学院教授の戴璃如さんが「台湾成年後見法における身上保護に関する多様な法的規律」について、仁荷大学法学専門大学院教授の朴仁煥さんが「韓国成年後見制度と意思決定支援制度化の模索」をテーマに、それぞれ成年後見制度の現状と課題を発表しました。

「財産管理と意思決定支援」をテーマに行われた第2セッションでは、はじめに全国権利擁護支援ネットワーク副代表であり社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会に所属する田邊寿さんが「事例からみた財産管理をめぐる課題」と題して発表。田邊さんは成年後見制度

以外の支援システム充実の必要性を指摘したうえで、司法と福祉が連携し、本人主体の支援に関与する重要性や必要性を支援者が認識する必要があると主張しました。また、NPO 法人東濃後見センター理事・弁護士の熊田均さんは「日本の成年後見制度における成年後見監督の実施とこれからの課題」と題して発表。「現在の家庭裁判所による監督は、もっぱら財産管理面に限定され、身上監護面において適切な後見活動がなされているかどうかについてのチェックはほとんどなされていないのが実情」と強調。加えて、「成年後見人の権限が大きすぎる」「法制度上、監督機能を他の機関と分担すべき」「任意後見契約が締結されてもかなり発動されていない現状を踏まえ、受任予定者に申立義務を課すべき」「成年後見制度支援信託の利用は、本人の状況が確実に安定し、本人のために新たな財産活用が見込めないケースに限定すべき」と指摘しました。

続いて、ソウル大法専院教授・金炯錫さんが「複数の成年後見人」をテーマに、大韓弁護士協会成年後見委員長の金ウンヒョさんと韓国成年後見支援本部法務士の李ナムチョルさんが「専門職後見人と財産管理の争点」をテーマに発表しました。また、最後に日本福祉大学教授の平野隆之さんが「生活困窮者支援法施行と権利擁護支援センターの取り組み～地域福祉の観点から～」と題して発表。平野さんは全国権利擁護支援ネットワーク加入団体の活動を紹介しながら、「成年後見制度の範囲を越えて行っている権利擁護支援の拡充が、多様な場面での意思決定支援の内容を豊富化させる場や機会を支援者に提供している」ことを示唆し、こうした広い意味での先駆的な「権利擁護支援センター」が生み出す多様な支援機能を果たす意義を語るとともに、「社会関係の希薄さや孤立の問題を背景に抱え、しかも権利侵害に遭いやすい状態にある人へ」の支援や、権利擁護支援センターにおける「ネットワークの構築が進むなかでの新たな事業展開」の成果は生活困窮者自立支援制度の地域での普及を促進する基盤となっていると説明し、成年後見制度の範囲を越えて意思決定支援が生み出される場面として機能させていく必要があると強調しました。

2 日目、第 3 セッションは「障害者の権利擁護」、第 4 セッションは「医療、身上監護」、第 5 セッションは「後見代替制度と意思決定支援」をテーマに行われました。

第 3 セッション「障害者の権利擁護」では、安徽工業大学教授の李欣さんが「中国高齢者成年後見制度の現状と改革」をテーマに、台湾大学法学院教授の黄詩淳さんが「国連障害者権利条約の観点から見た台湾成年後見制度の再検討」をテーマに、シンガポール公共後見庁の Laura Chua さんが「シンガポール精神能力法における意思能力法における意思無能力者の保護」について、ペクソク大学教授の崔ユンヨンさんが「韓国障害者権利擁護の実態と改善方案」について、中央障害児童・発達支援センター・弁護士のノソクウォンさんが「韓国における新しい成年後見制度の意思決定支援活動の概要」について、それぞれ詳細にわたって報告がありました。

「医療、身上監護」をテーマにした第 4 セッションでは、尾張東部成年後見センター所長の住田敦子さんが「胃瘻増設の拒否に関する意思決定支援について」、韓国老人専門ヨンイン病院 医学博士のユン・ジョンチョルさんが「精神・知的障害者の病院治療における同

意能力」について、韓国精神障害連帯(KAMI)事務総長のクオン・オヨンさんが「韓国精神保健法及び入院」について、それぞれが具体的事例の報告および見解発表があり、その後の意見交換会では医療保護入院のあり方や保護者、家裁、後見人との関係について、被後見人の意思決定能力の確認作業や制度補完の必要性などについて質疑応答が行われました。

「後見代替制度と意思決定支援」をテーマにした第 5 セッションでは、全国権利擁護支援ネットワーク運営委員・知多地域成年後見センター事務局長の今井友乃さんが「日本における日常生活支援事例」について、権利擁護ネットワークほうき理事長・弁護士の高橋敬幸さんが「成年後見制度における身上監護義務と諸制度の導入」について、シンガポール公共後見庁の Esther Tan さんが「特別な需要を持つ人々のための計画としてシンガポールの特別需要信託会社(“SNTC”）」について、韓国自閉症友愛協会信託意思決定支援センター・弁護士のチョン チャンフンさんが「意思決定能力に障害のある人のための信託～韓国の事例～」について、それぞれから事例の紹介と報告、および質疑応答が行われました。

その後の総合討論の時間では韓国成年後見学会会長・漢陽大学校法学専門大学院教授のチェ・チョルウンさん司会のもと、各国による終末期の延命治療に関する対応や後見支援信託等の制度、永続的代理権授与制度(LPA)、成年後見人等のあり方、意思決定支援のための仕組みづくりなどについて現状の報告と意見の交換が行われました。

参加者のみなさんは、この 2 日間にわたる大会を通して「高齢者・障害者のための権利擁護と意思決定支援のあり方」についていっそう問題意識が高まり、触発し合う絶好の機会となりました。また、この大会の参加にあたって前日には、仁川障害福祉館の見学および法学専門大学院教授 法学研究所長の金ウォンテ教授から韓国における「家事訴訟での意思決定成人の司法接近権の保障」について講義を受講しました。

森高 清一（全国権利擁護支援ネットワーク運営委員）